

2016年9月吉日

お客様 各位

中央労働金庫

「犯罪収益移転防止法」改正に伴うお取引時確認のお知らせ

日頃より格別のお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」※（以下、「法令」といいます。）にもとづき、口座開設等の際に、本人確認書類の提示と、ご職業、取引を行う目的などの確認（以下、「お取引時確認」といいます。）をさせていただいております。

今般、2016年10月1日に法令が改正施行されることとなり、これに伴い、当金庫においても「お取引時確認」の取扱いを一部変更させていただくこととなりました。

つきましては、2016年10月1日以降、当金庫において、口座の開設等のお取引をされる際は、新たなお取引時確認にご理解・ご協力をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

なお、「お取引時確認」ができない場合には、お取引をお断りすることがありますことを予めご了承ください。

※テロ資金供与およびマネー・ローンダリング（資金洗浄）の防止を推進する法律

記

1. 顔写真のない本人確認書類の取扱い変更

口座の開設等のお取引にあたって、「健康保険証」等の顔写真のない本人確認書類をご提示いただいた場合は、他の本人確認書類や公共料金の領収書のご提示等、追加のご対応をお願いいたします。

本人確認書類	変更前 (2016年9月30日まで)	変更後 (2016年10月1日以降)
・各種健康保険証 ・共済組合の組合員証、 加入者証 ・国民年金手帳 ・母子健康手帳 ・児童扶養手当証書 等	原本の提示	原本の提示 ＋ 他の本人確認書類または現 住所の記載のある公共料金 の領収書等の提示

2. 取引時確認が不要となるお取引

現金 10 万円超の振込等のお取引については、「お取引時確認」が必要となりますが、公共料金・入学金等の現金納付は「お取引時確認」が不要となりました。

お取引内容	変更前	変更後
税金等の国・地方公共団体への現金納付	不要	不要（変更なし）
公共料金・入学金等の現金納付*	要	不要
上記以外の取引	要	要（変更なし）

* 公共料金は電気・ガス・水道水の料金が対象です。

* 入学金は入学金、授業料その他これに類するもので、小学校・中学校・義務教育学校、高等学校、中学教育学校、特別支援学校、大学（大学院を含む）、高等専門学校に対する支払に係るものが対象となります。

3. 外国 P E P s に該当する方のお取引

法改正に伴い、外国 P E P s（*1）との取引については、厳格なお取引時確認を行う必要があります。つきましては、新たな口座開設等を行う際は、複数の本人確認書類のご提示等、追加のご対応（*2）をお願いさせていただきます。

（*1）PEPs=Politically Exposed Persons の略であり、外国における元首及び外国政府等において重要な地位を占める者、または過去にこれらの者であった方をさします。

（*2）通常の場合と異なる確認をお願いするほか、資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。

4. 法人のお客さまのお取引担当者の確認方法について

ご担当者さまが法人のお客さまのためにお取引を行っていることの確認について、社員証等による在籍の確認ではなく、委任状等の書面や事業所へのお電話等の方法により、確認させていただきます。

5. 法人の実質的支配者の確認方法等の変更

法改正に伴い、実質的支配者の基準が変更され、必ず個人の方のお名前・ご住所・生年月日をご申告していただきます。また、新たにお客様（団体）との関係（執行委員長、書記長等）についても、ご申告を行っていただく必要があります。

なお、法改正日以降に新たに口座開設等のお取引をされる際は、既に実質的支配者をご申告いただいたお客様を含め新しい基準にもとづいた実質的支配者を申告していただく必要があります。

【実質的支配者について】

議決権の25%超を直接または間接に保有する（*）等、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方をいいます。具体的には以下の方をいいます。

（1）資本多数決の原則をとる法人 （法人格のある「株式会社」、「投資法人」、「特定目的会社」等）	（2）左記以外の法人 （法人格のある「労働組合」、「労働者福祉事業団体」、「生活協同組合」等）
<p>① 議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接または間接に有していると認められる個人の方がある。</p> <p><input type="checkbox"/> はい ⇒ <u>当該個人の方</u></p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>	<p>① 法人の事業から生ずる収益もしくは当該事業に係る財産の総額の4分の1を超える収益の配当もしくは財産の分配を受ける権利を有していると認められる個人の方がある。</p> <p><input type="checkbox"/> はい ⇒ <u>当該個人の方</u></p> <p>+ または</p>
<p>② 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方がある。（例えば、大口債権者、会長、創業者等）</p> <p><input type="checkbox"/> はい ⇒ <u>当該個人の方</u></p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>	
<p><u>③法人を代表し、その業務を執行する個人（執行委員長等）</u></p>	

* 間接保有とは、「議決権の50%超を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます。

以上